アメリカ合衆国	アメリカ合衆国
アルゼンチン	アルゼンチン
イタリア	イタリア
インド	
英国	英国
オーストラリア	オーストラリア
オーストリア	オーストリア
オランダ	オランダ
カナダ	カナダ
ギリシャ	ギリシャ
シンガポール	シンガポール
スイス	スイス
スウェーデン	スウェーデン
スペイン	スペイン
タイ	タイ
大韓民国	大韓民国
台湾	台湾
中華人民共和国	中華人民共和国
デンマーク	デンマーク
ドイツ	ドイツ
トルコ	トルコ
ニュージーランド	ニュージーランド
ノルウェー	ノルウェー
フィンランド	フィンランド
ブラジル	ブラジル
フランス	フランス
ベルギー	ベルギー
ポルトガル	ポルトガル
香港	香港
マカオ	マカオ
マレーシア	マレーシア
南アフリカ共和国	南アフリカ共和国
メキシコ	メキシコ
ルクセンブルク	ルクセンブルク
ロシア	ロシア

附　則

この告示は、平成二十八年八月八日から適用する。

○金融庁告示第三十八号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第四条第一項第四号の規定に基づき、平成二十年金融庁告示第十号（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第四条第一項第四号の規定に基づき国又は地域を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月一日

金融庁長官　森　信親

「イタリア」を「イタリア　インド」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年八月八日から適用する。

○法務省告示第四百十五号

秋田県大仙市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十八年八月一日

法務大臣　岩城　光英

秋田県大曲市大曲西根字上毘沙門沢十二番地

○法務省告示第四百十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十八年八月一日

法務大臣　岩城　光英

東京法務局所属　山下　輝年

千葉地方法務局所属　赤木　伸司

水戸地方法務局所属　古門　由久

富山地方法務局所属　和田　正

大分地方法務局所属　伊藤　俊行

○法務省告示第四百十七号

大阪市平野区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十八年八月一日

法務大臣　岩城　光英

大阪府中河内郡加美村大字正覚寺町二百二十七番屋敷　大地　岩吉

○法務省告示第四百十八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年八月一日

法務大臣　岩城　光英

認証紛争解決事業者の名称及び住所

宮崎県土地家屋調査士会

宮崎県宮崎市旭二丁目二番二号

認証年月日

平成二十八年七月十五日

○財務省告示第二百二十七号

外国為替に関する省令第八条の七第十号及び第十二条の三第八号の規定に基づき国又は地域を指定する件（平成二十年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年八月八日から適用する。

平成二十八年八月一日

財務大臣　麻生　太郎

「イタリア」を「イタリア　インド」に改める。